社会政策学会 第 136 回(2018 年度春季)大会 プログラム

◆共通論題◆

所得政策の現在

2018 年 5 月 26 日(土)~27 日(日) 埼玉大学

社会政策学会第 136 回(2018 年度春季)大会 実行委員長 禹 宗杬

事務局 埼玉大学人文社会科学研究科 禹研究室

〒338-8570 埼玉県さいたま市桜区下大久保 255

TEL: 048-858-3287(代)

E-mail: jwwooshakaiseisaku@gmail.com

※ 大会参加費・懇親会費・弁当代の前納にご協力をお願いいたします

※ 参加費振込み締切日は5月11日(金)です

大会プログラムの目次

社会政東字会第 136 四大会開催にあたって ·	• • •	• • •	•	•	•	•	•	2
第 136 回大会実行委員会からのお知らせ・	• • •		•	•	•	•	•	3
大会報告のフルペーパーの閲覧方法について			•	•	•	•	•	4
第 136 回大会プログラムの概要・・・・・・			•	•	•	•	•	5
第1日 5月26日(土)のプログラム・・・・	• •		•	•	•	•	•	6
第2日 5月27日(日)のプログラム ・・・・	• •		•	•	•	•	•	9
共通論題 趣旨と報告要旨 ・・・・・・・・	• •		•	•	•	•	•	10
テーマ別分科会 趣旨と報告要旨 ・・・・・	• •		•	•	•	•	•	12
自由論題 報告要旨 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	• •		•	•	•	•	•	18
博士論文報告会 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	• •		•	•	•	•	•	23
教育セッション・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	• •		•	•	•	•	•	24
幹事会・各種委員会・専門部会の開催案内	• •		•	•	•	•	•	25
交通アクセス/キャンパスマップ/教室配置図/	懇親会	案内	図			•	•	26
託児所のご案内 ・・・・・・・・・・・			•					32

2018年度春季大会における総会の開催について

代表幹事 遠藤公嗣

下記の通り開催しますので、会員はご参集ください。

日時: 2018年5月26日(土) 17時00分より

会場: 埼玉大学 全学講義棟 1 号館 301 講義室

議題: 1) 2017年度活動報告および2018年度活動方針について

- 2) 2017 年度決算および 2018 年度予算について
- 3) 顧問の任命について
- 4) 学会賞選考委員会報告と授賞
- 5) その他

社会政策学会第 136 回(2018 年度春季)大会開催にあたって

社会政策学会 2018 年度春季大会は、5月 26日(土)と 27 日(日)の両日、埼玉大学で開催されます。5月 26日にはテーマ別分科会ならびに自由論題が、27日には「所得政策の現在」をテーマにした共通論題が、それぞれ開かれる予定です。論点を提起する重要な報告が多数行われるほか、博士論文の発表も予定されており、比較的若い会員にとっても魅力的な大会になるのではと思います。

今回の開催校となる埼玉大学は、教養・経済・教育・理・工の5つの学部と関連大学院を有する、こじんまりとした大学です。国立大学としての歴史は古くないものの、本学会とは深い縁を保ってきております。1994年に第88回大会を開催しました。なお、本学会を代表するメンバーであられる故戸塚秀夫先生、兵藤釗先生、上井喜彦先生などが埼大で研究教育活動に邁進されました。

埼玉大学は、首都圏に立地し、電車でのアクセスが非常に便利ですが、最寄り駅からキャンパスまでにバスで移動しないといけないところが少し課題となります。これをクリアすべく、26日(土)と27日(日)の朝の時間帯には最寄りの南与野駅から大学までのバスを増便し、多少なりとも参加される方々の便宜をはかりたい所存です。

近年、埼玉大学は、伝統的な研究者養成にくわえ、社会人や留学生の育成にも力を注いてきております。とくに人文社会科学研究科経済経営専攻では、多くの博士号取得者を輩出してまいりました。今回の大会にあたっても、社会人博士および博士候補の学会員たちが、その運営に携わることとなります。実行委員会・スタッフ一同、力を合わせ、参加者の皆さまに少しでも快適な環境をご提供できるよう、努めてまいりたく存じます。

第 136 回大会実行委員長 禹 宗杬

第 136 回(2018 年度春季)大会実行委員会からのお知らせ

1. 事前振込みについて

5月11日(金)までに大会参加費、懇親会費、弁当代を同封の払込取扱票にて振り込んでください。大会参加費の金額は、一般会員前納2,500円(当日3,000円)、院生前納1,500円(当日2,000円)です。名誉会員の大会参加費は内規により無料です。非会員の方も一般会員と同額の大会参加費をお支払いください。懇親会費は前納5,000円(当日6,000円)です。なお、会場の都合により懇親会の当日申込みをお受けできない場合もございますので、前納にご協力ください。

弁当代は 5 月 26 日 (土)、27 日 (日) ともに 1,000 円です。土・日は学食が休みで、周りに食堂も多くありませんので、必要な方は予めご注文ください。<u>なお、前納された大会参加費</u>その他については、払い戻しをいたしませんのでご了承願います。

2. 大会受付について

5月26日(土)と27日(日)ともに午前9時から埼玉大学・全学講義棟1号館1階「玄関ホール」にて、大会受付を行います。大学構内地図(pp.28-30)にて場所をご参照ください。

3. 昼食について

5月26日(土)は部分的に営業しますが、27日(日)はすべて学内の食堂は休みです。予めお弁当をご注文いただくか、大学内のコンビニ、あるいは近辺の飲食店をご利用ください。

4. 懇親会について

懇親会は5月26日(土)18:30~、大宮ソニックシティ14階の天空のジパングにて開催いたします。さいたま市の夜景が楽しめるうえ、大宮駅に近く、帰り道の交通も便利になります。

5. 報告者のフルペーパー、報告時間について

大会におけるフルペーパーは、「大会報告のフルペーパーの閲覧方法について」 (p.4) をご覧ください。会場での配布は行いません。報告者の報告時間については、既に企画委員会が連絡を行っていますが、自由論題報告者の報告時間は 25 分、質疑応答 10 分です。テーマ別分科会については、分科会ごとに異なります。ご不明な点は企画委員会委員長・榎一江会員 (enoki@hosei.ac.ip) へお問い合わせください。

6. パワーポイントの使用、レジュメについて

報告の際に PowerPoint などの視覚的なプレゼンテーションツールの使用、またはレジュメ等の配布をお願いします。レジュメ等の配布は任意ですし、簡略なもので構いません(様式・枚数も自由です)。配布の場合はお手数で恐縮ですが、テーマ別分科会の場合は 70 部、自由論題の場合も 70 部を印刷していただき、当日会場までご持参ください。実行委員会(開催校)への事前送付はご遠慮ください。

ご発表の PowerPoint データは USB メモリに保存し当日必ずご持参ください。実行委員会 (開催校)への事前送付はしないようにお願いします。各部屋に用意するパソコンは Windows 10、 Office 2013 です。動作環境に不安がある場合、また Mac をご使用の場合はご自身のパソコンと接続コード等をお持ちください。

7. 託児施設

埼玉大学 学内保育施設「そよかぜ保育室」(場所は p.33 を参照ください。)

http://park.saitama-u.ac.jp/~soyokaze/index.html

2018 年 5 月 7 日 (月) 正午までにご予約の上ご利用ください。申込先は、社会政策学会 2018 年度春季大会実行委員 金井 郁 (E-mail: kanai@mail.saitama-u.ac.jp) です。託児料が 1 万円を超えた場合、超過分を実行委員会が負担いたします。詳しくは、pp.32-33 をご参照ください。

2018 年度春季(第 136 回)大会プログラム

第1日 2018年5月26日(土) テーマ別分科会・自由論題・博士論文報告会

9:00	開場∙受付	【全·	学講義棟1号館1階】
9:30~11:30	テーマ別分科会	第1:労働の視点からの今日の福祉研究	【1 号館 205 講義室】
	国際交流分科会	「一般」 中国における「福祉社会」と家族政策 「日本・東アジア部会、国際交流委員会〕	【1 号館 304 講義室】
	自由論題	第1:社会政策の理論と歴史	【1 号館 203 講義室】
		第2:地域と雇用	【1 号館 302 講義室】
11:30~12:45	昼休み(幹事会、	各種委員会、専門部会)	
	教育セッション	博論を出版するまで	【1 号館 202 講義室】
12:45~14:45	テーマ別分科会	第2:雇用関係によらない雇用類似の働き方は柔軟な働き方か 〔非定型労働部会〕	【1 号館 304 講義室】
	自由論題	第3: 労使関係·労務管理	【1 号館 205 講義室】
		第4:貧困と社会保障	【1 号館 203 講義室】
	博士論文報告会	第1部 〔春季大会企画委員会〕	【1 号館 302 講義室】
14:50~16:50	テーマ別分科会	第3:大学における労使関係の現状 〔労働組合部会〕	【1 号館 205 講義室】
	国際交流分科会	JASPS-LERA Joint Session: Rise of New Ways of Utilizing Labor without Employment Relationship and the Limits of Current Form of Labor Laws	
	自由論題	第5:福祉国家とジェンダー	【1号館 203 講義室】
	博士論文報告会	第2部 〔春季大会企画委員会〕	【1 号館 302 講義室】
17:00~17:45	総会		【1 号館 301 講義室】
18:30~20:30	懇親会	【大宮ソニックシティ14	4階 天空のジパング】

^{*}プログラムのうち「1号館」とは、「全学講義棟1号館」を指す。

第2日 2018年5月27日(日) 共通論題

9:00	開場·受付		【全学講義棟1号館1階】
9:30 ~ 12:00	共通論題	所得政策の現在	【1 号館 301 講義室】
		報告1:賃金政策・・・近年の賃金動向と「逆」所得政策 久本憲夫(京都大学)	
		報告2:母子世帯の貧困と低賃金に対する政策効果についての 田宮遊子(神戸学院大学)	の分析
		報告3:所得保障政策上の「賃金」と給付水準 山田篤裕(慶応義塾大学)	
12:00~13:30	昼休み(幹事	事会、各種委員会、専門部会)	
13:30~16:45	共通論題	報告4:米国の最低賃金の大幅引き上げはいかにして実現され コミュニティと連携・共闘する労働運動 高須裕彦(法政大学) 討論者コメント: 百瀬 優(流通経済大学) 小越洋之助(國學院大學名誉教授)	れたか 【1 号館 301 講義室】
		総括討論	

第1日 5月26日(土)プログラム

*下線は登壇者

9:30~11:30 テーマ別分科会/国際交流分科会・自由論題

<テーマ別分科会・第1>

【1号館205講義室】

労働の視点からの今日の福祉研究

[一般]

座 長・コーディネーター:木下武男(元昭和女子大学教授)

討論者:藤田孝典(聖学院大学)

1. 中間的就労と労働市場に関する事例研究 今野晴貴(一橋大学・院生)

2. 生活困窮者自立支援法が支援団体にもたらした影響に関する事例研究 渡辺寛人(東京大学・院生)

3. 貧困概念の拡大と労働運動が醸成する共同性 志賀信夫 (大谷大学)

<国際交流分科会>

【1号館304講義室】

中国における「福祉社会」と家族政策

[日本・東アジア部会、国際交流委員会]

座 長・コーディネーター: 李 蓮花 (東京経済大学)

討論者2:澤田ゆかり(東京外国語大学)

1. 中国の「福祉社会」論

林 閔剛(南京大学)

2. 中国都市部における家族介護者への社会的支援:上海を事例に 黄 晨熹(中国華東師範大学社会発展学院)

<自由論題・第1 社会政策の理論と歴史>

【1号館203講義室】

座 長:石塚史樹(東北大学)

1. 大河内一男の「厚生」論と「新しい社会政策」論 田中良一(無所属)

2. 尼崎市における社会保障審議会の活動と福祉行政の展開――昭和30年代を中心に 平岡公一(お茶の水女子大学)

<自由論題・第2 地域と雇用>

【1号館302講義室】

座 長:大西祥惠(國學院大學)

- 2. 食品製造業の雇用構造と地域的特徴

高橋勇介(京都大学)

3. 大阪府における地域就労支援事業の展開過程:自治体間格差の分析 <u>長松奈美江(関西学院大学)</u>、仲 修平(日本学術振興会・東京大学)、 櫻井純理(立命館大学)、阿部真大(甲南大学)

11:30~12:45 昼休み (幹事会、各種委員会、専門部会)、教育セッション

く教育セッション>

「博論を出版するまで」

【1号館202講義室】 〔春季大会企画委員会〕

座 長:萩原久美子(下関市立大学)

「たとえ、博論がいまいちでもあきらめない」 岩永理恵(日本女子大学)

12:45~14:45 テーマ別分科会・自由論題・博士論文報告会

<テーマ別分科会・第2>

【1号館304講義室】 〔非定型労働部会〕

雇用関係によらない雇用類似の働き方は柔軟な働き方か

座 長:伊藤大一(大阪経済大学)

コーディネーター:渡邊幸良(同朋大学)

- 1. 在宅ワークで働く母子家庭の母親と障害者の実態―面接聞き取り調査から 高野 剛(立命館大学)
- 2. 個人請負就労者にはどのような保護政策が必要か―建設職種から考える 柴田徹平(岩手県立大学)
- 3. シェアリングエコノミーと労働者の権利 川上資人(東京共同法律事務所・弁護士)

<自由論題・第3 労使関係・労務管理>

【1号館 205 講義室】

座 長:石井まこと(大分大学)

- 1. 終末期における全百連の内部対立に関する一考察 本田一成(國學院大學)
- 2. 中国における「蟻族」現象に関する一考察―中小民営企業の人事・労務実態を中心に― 李 暁静 (明治大学・院生)
- 3. 国立病院・療養所労組と特殊勤務加俸問題 西村 健(松山大学)

<自由論題・第4 貧困と社会保障>

【1号館203講義室】

座 長:大塩まゆみ (龍谷大学)

1. 在宅医療需要の推計

齋藤立滋 (大阪産業大学)

- 2. 生活保護バッシングをするのは誰か:一般市民の意識調査を用いた実証分析 <u>梶原豪人(首都大学東京・院生)</u>、阿部 彩(首都大学東京)、 東 悠介(日本学術振興会・東京大学)、石井東太(首都大学東京・院生)、 谷川文菜(首都大学東京・院生)、松村智史(首都大学東京・院生)
- 3. 不登校リスクと子どもの生活の質について 内藤朋枝(政策研究大学院大学・院生)

<博士論文報告会・第1>

【1号館302講義室】

座 長:鬼丸朋子(中央大学)

- 1. 少子高齢化社会における技術伝承と人材育成―建設技術者の検証― 山﨑雅夫(法政大学)
- 2. 外資系企業の経営戦略と雇用・処遇のマネジメント—生命保険会社の事例研究を中心に— 垣堺 淳 (ジブラルタ生命保険株式会社)
- 3. 非正規雇用化が進行する認可保育所における職場集団の構造と機能 小尾晴美(名寄市立大学)
- 4. 港湾産業における労使関係の展開と労働組合運動 鈴木 力 (一橋大学)
- 5. 日経連の賃金政策―定期昇給を中心として― 田中恒行((一社)東京経営者協会)

14:50~16:50 テーマ別分科会/国際交流分科会・自由論題

<テーマ別分科会・第3> 大学における労使関係の現状

【1号館 205 講義室】 〔労働組合部会〕

座 長・コーディネーター: 兵頭淳史(専修大学)

- 1. 公立大学法人の労使関係―首都大学東京の事例など― 小林喜平(首都大学東京)
- 2. 私立大学における労使関係の今日的特質—A学院大学における一時金 削減をめぐる労使紛争の分析を通じて— 白井邦彦(青山学院大学)

<国際交流分科会 JASPS-LERA Joint Session>

【1号館304講義室】

Rise of New Ways of Utilizing Labor without Employment Relationship and the Limits of Current Form of Labor Laws

Chair: Akira Suzuki (Hosei University)

Discussant: Charles Weathers (Osaka City University)

1. The Withering Away of the Traditional Employment Relationship: Reality 報告辞退 and Implication for Labor Law

Janice R. Bellace (Wharton School University of Pennsylvania)

2. The current state of dependent contractors and policy issues in the construction industry in Japan

Teppei Shibata (Iwate Prefectural University, Faculty of Social Welfare)

<自由論題・第5 福祉国家とジェンダー>

【1号館203講義室】

座 長:朱 珉(千葉商科大学)

- 1. 中国における女性のワークライフバランス―聞取り調査を基に 劉 佳 (東京大学・院生)
- 2. 協働の統治モード

高橋 聡 (岩手県立大学)

3. 再生産レジームにおける政策方向の再編 金 志勲 (東京大学・院生)

<博士論文報告会・第2>

【1号館302講義室】

座 長:畠中 亨(帝京平成大学)

- 1. ドイツ社会国家における「新自由主義」の諸相―第二次赤緑連立政権に おける財政再編を事例とした考察― 福田直人(東京大学)
- -2. 地方自治体における多様な主体との協働に基づく政策形成に関する考察 ---人口減少問題の解決に向けた「消滅可能性都市」の取組みを事例として--- 相藤 - 巨 (立教大学・院生)--

3. 児童扶養手当制度に関する研究―国会審議にみる支給金額の形成過程― 堺 恵 (龍谷大学)

4. 日本における難病政策の形成と変容の研究:疾患名モデルによる公費医療のメカニズム 渡部沙織(日本学術振興会・明治学院大学)

17:00~17:45 総会

【1号館301講義室】

報告辞退

18:30~20:30 **懇親会** 【大宮ソニックシティ 14 階 天空のジパング】

第2日 5月27日(日)プログラム

9:30~12:00 共通論題 午前の部

所得政策の現在 【1号館301講義室】

座 長:駒村康平(慶應義塾大学)

報告1:賃金政策・・・近年の賃金動向と「逆」所得政策

久本憲夫 (京都大学)

報告2:母子世帯の貧困と低賃金に対する政策効果についての分析

田宮遊子(神戸学院大学)

報告3:所得保障政策上の「賃金」と給付水準

山田篤裕 (慶応義塾大学)

12:00~13:30 昼休み(幹事会、各種委員会、専門部会)

13:30~16:45 共通論題 午後の部

報告4:米国の最低賃金の大幅引き上げはいかにして実現されたか 一コミュニティと連携・共闘する労働運動 高須裕彦(法政大学)

討論者コメント: 百瀬 優 (流通経済大学)

小越洋之助 (國學院大學名誉教授)

総括討論

所得政策の現在

座 長:駒村 康平 (慶應義塾大学)

<趣 旨>

かつて「所得政策」は、物価安定のため所得を抑制する政策として、実質的には賃金を労働生産性の枠内に抑制する国家の政策を意味していた。日本では、1960年代後半から70年代にかけて盛んに議論され、その後の春闘における賃上げ額の設定に影響を与え、1970年代後半以降の名目賃金の停滞と実質賃金の低下をもたらした。これに対し、現在、政府が掲げているのは、賃金を引き上げるための「逆」所得政策ともいうべき政策である。

共通論題では、インフレ下で賃金抑制政策として実施された所得政策に対し、賃金引き上げと 所得保障を目指す新しい所得政策に向けた現状と課題を明らかにするため、賃金政策、シングル マザー、社会保障政策との関連に焦点を当て、アメリカの最賃運動を参照しつつ、議論を行う。

*さいたま聴覚障害者情報センターのご理解と協力により、共通論題の討論以降の部分でPCによる要約筆記の映示を実施します。

報告1 久本憲夫(京都大学)

「賃金政策・・・近年の賃金動向と『逆』所得政策」

所得政策とは賃金をめぐる労使交渉への国家介入であり、歴史的には、インフレーション脱却のための賃金上昇を抑えようとする政策、つまり「名目所得(賃金)抑制政策」といってよい。それに対して、近年日本政府がおこなっている賃金政策は、デフレーション脱却のために賃金を引き上げようとする労使交渉への国家介入であり、「名目所得(賃金)促進政策」である。その意味で「介入的賃金引上げ政策」、あるいは単に「逆所得政策」と呼ぶのがふさわしい。このように歴史的に珍しい政策を政府がとる、それも保守政権がとるのはなぜなのであろうか。

本報告では、まず近年の日本の賃金動向とその原因について検討する。ついで、現代日本の賃金決定メカニズムの把握に努める。そのうえで、「逆」所得政策を(1)最低賃金引上げ政策と(2)標準賃金引上げ政策に分けて、その経過・意義・限界について論じる。

報告2 田宮遊子(神戸学院大学)

「母子世帯の貧困と低賃金に対する政策効果についての分析」

日本の母子世帯は、世帯主であるシングルマザーの就労率が高いにもかかわらず貧困率も高く、ワーキングプアに陥る確率の高い世帯であることが実証されている。ワーキングプアが貧困から脱却するための政策の一つに最低賃金が挙げられるが、最低賃金の引き上げは貧困対策としての効果が低いことがこれまでの研究で指摘されている。しかしながら、貧困世帯のなかでも母

子世帯に焦点をあてて最低賃金との関係を分析した研究は少ない。そこで、本研究では、まず、 就業構造基本調査の個票データを用いて低賃金シングルマザーの量的把握を行う。次に、貧困対 策としての最低賃金の引き上げと所得保障による効果をみるために、地域別最低賃金や児童扶養 手当とシングルマザーの就労との関係について、都道府県別の各種政府統計の集計結果を用いて 分析する。

報告3 山田篤裕(慶応義塾大学) 「所得保障政策上の『賃金』と給付水準」

最低賃金、基礎年金、公的扶助という3つの水準間の均衡は、最低生活保障の実効性の観点から重要である。0ECD加盟国の中、日本は相対的に最低賃金の水準が低く、これら3つの水準が極めて近づいているという特徴をもっている。本報告は、所得保障政策上の「賃金」が給付水準にどのように結びついているのか焦点をあて、この特徴が何によってもたらされているか明らかにすることを目的とする。具体的には、所得保障政策上の「賃金」の定義の近年の変遷をたどりつつ、雇用者の最低所得保障を形成する下限がどのように設定されてきたのかを概観する。また、所得保障政策上の「賃金」の定義が給付水準の格差にどのような影響を与えているのか考察する。さらに近年の被用者保険の適用拡大がどのように最低賃金と結びついており、定義の変更が、どのように適用範囲に影響を与えたか示す。

報告 4 高須裕彦(法政大学)

「米国の最低賃金の大幅引き上げはいかにして実現されたか 一コミュニティと連携・共闘する労働運動」

本報告の課題は、近年、米国各地で進む最低賃金の大幅な引き上げがいかにして実現されているかを明らかにすることである。

1980年代、新自由主義グローバリゼーションや使用者の攻撃によって、米国労働運動は組織率を激減させ、消滅の危機に直面していた。労働運動は様々な闘いや模索を経て、コミュニティと連携・共闘する「社会運動ユニオニズム」(Social Movement Unionism)に活路を見出した。社会運動ユニオニズムは移民・低賃金労働者の組織化や生活賃金条例制定運動、地域課題への取り組みなどを通じて、コミュニティとの連携や共闘を強めていく。

2011年のウォール街占拠運動は、人々の目を格差と貧困に向けさせ、それらをどう是正するかかが全米で議論となった。2012年、ファストフード労働者やウォールマート労働者たちが時給15ドルと労働組合の組織化を求めて波状的な全国ストライキを始める。これらがこれまで培われてきたコミュニティとの連携や共闘を社会的基盤に、他の低賃金労働者の運動とつながり、Fight for \$15運動として拡大、各地で最低賃金の大幅な引き上げを実現していった。

テーマ別分科会 報告要旨

第1分科会(一般) 労働の視点からの今日の福祉研究

座 長・コーディネーター:木下武男(元昭和女子大学教授)

討論者:藤田孝典(聖学院大学)

<分科会設立の趣旨>

近年、日本社会全体の貧困化を反映し、福祉領域と労働領域は急速に接近しつつある。とりわけ、労働から貧困に至る間の「セーフティーネット」や、貧困から一般労働者へと復帰する過程における「自立支援」は、両者をつなぐ重要な領域であると見なされてきた。

一方で、福祉研究は、具体的な福祉制度や、支援技術への関心に基づく研究に集中する傾向を有して おり、労働の視点からの分析は希薄であった。そこで本分科会においては、労働の視点から今日の社会 福祉についての検討を行う。

第一報告では、自立支援の論争的な施策である中間的就労について、実例を踏まえ、労働論の視点から分析を行う。第二報告では、自立支援に関する法制度が、福祉支援者の労働に与えた影響を分析する。 第三報告では、福祉制度の発展と労働の関係について検討を行う。

今野晴貴(一橋大学・院生)

「中間的就労と労働市場に関する事例研究」

生活困窮者に対する「自立支援」が政策の焦点となる中で、一般労働市場とは区別された中間的就労を設置する取り組みが広がりつつある。中間的就労に関する研究は、これまでは「自立支援」の枠内において、その成果や支援技術の検討にとどまる傾向があった。今後は労働論の視点からの分析を深めることが必要である。

労働論の視点から、これまで指摘されてきた重要論点の一つは、中間的就労における労働法の扱いである。また、私見では、下層労働市場における労働需給の調整において、中間的就労が今後どのような特性を有していくのかを検討すべきであると考える。

そこで本報告は、事例調査を通じて中間的就労の考察を行う。第一に、中間的就労の実践の具体例を提示する。第二に、一般労働市場との区別、とりわけ労働法の適用除外が同労働にいかなる影響を与えているのかを検討し、第三に、中間的就労が労働の需給調整においてどのような特性を有しているのかを分析する。

渡辺寛人(東京大学・院生)

「生活困窮者自立支援法が支援団体にもたらした影響に関する事例研究」

2015 年 4 月、生活困窮者自立支援法が施行された。この法律によって、各自治体に新たな相談窓口が設置されることになった。「自立相談支援事業」に位置付けられた窓口は、自治体が直営で運営しているケースもあれば、民間に委託して運営しているケースもある。そして、民間委託されている先は、社会福祉法人や社会福祉協議会、福祉 NPO などさまざまな主体が含まれており、地域で先進的な福祉実践を担ってきた支援団体も多数含まれている。

本報告の目的は、生活困窮者自立支援法の委託を受けたことによって、支援団体の福祉実践のあり方、すなわち支援団体職員による支援・労働過程に対して、どのような影響があったのかを明らかにすることにある。

本報告では、同法が施行される以前から地域で福祉実践を担い、この法律によって事業委託を受けることになった支援団体を対象に事例研究を行う。そして、生活困窮者自立支援法の枠組みに組み込まれることによって、支援団体に「行政の下請け」化の傾向が生じていることを示す。

志賀信夫 (大谷大学)

「貧困概念の拡大と労働運動が醸成する共同性」

近年、日本では次々と「貧困の再発見」がなされている。にもかかわらず 2013 年から段階的に生活保護基準が引き下げられ、2017 年 12 月にはさらなる引き下げが検討されている。こうした事態の原因の1つとして、先行研究でも指摘されてきたように、専門家による貧困観と世論の貧困観の乖離がある。本報告はこの乖離の原因が、市民社会における「共同性」を醸成する社会運動の不十分性にあるという問題意識から出発する。ここでいう社会運動とは具体的に労働運動を指している。また「共同性」とは平易な表現をすれば、市民社会の市民としての仲間意識のことである。この問題意識を明確に言語化し問題提起するために、本報告ではイギリスにおける貧困概念の拡大の歴史と労働運動の歴史の関係性を確認し、さらにそれがいかに市民の「共同性」を醸成してきたかについて具体的に示す。

第2分科会(非定型労働部会) 雇用関係によらない雇用類似の働き方は柔軟な働き方か

座 長:伊藤大一(大阪経済大学)

コーディネーター:渡邊幸良(同朋大学)

<分科会設立の趣旨>

2017 年 3 月、安倍政権は、「働き方改革実行計画」を発表し、テレワークや副業・兼業を推進することで、出産・育児や介護などのライフステージに合わせて柔軟に働くことができる社会を実現するとしている。

また、経済産業省は、同年3月に『「雇用関係によらない働き方」に関する研究会報告書』を発表し、第四次産業革命や少子高齢化による「人生100年時代」で、働き手が自らのライフステージにあった柔軟な働き方が必要であると提言している。報告書では、雇用関係によらない働き方をしている人(4000人)のうち、「現在の働き方を続け、拡大ないし維持を希望する層」が 60%以上を占め、現状の働き方に対する満足度も約半数が「満足している」と回答しており、不満を抱いている層は約 20%としている。さらに、厚生労働省は、同年10月に「雇用類似の働き方に関する検討会」を発足させ、法整備の必要性について検討し始めている。

そこで、本分科会では、在宅ワークで働いている障害者と母子家庭の母親の実態、個人請負就労者の保護政策、およびシェアリングエコノミーの労働者の権利について、事例を通して検討する。そして、「雇用関係によらない雇用類似の働き方」が、出産・育児や介護などのライフステージも含めて、柔軟に働くことができる働き方なのかどうかを明らかにしてゆく。

高野 剛(立命館大学)

「在宅ワークで働く母子家庭の母親と障害者の実態―面接聞き取り調査から」

安倍政権は、「働き方改革実行計画」を発表し、請負・委託契約の在宅ワークや副業・兼業を推進することで、出産・育児や介護などのライフステージに合わせて柔軟に働くことができる社会を実現するとしている。また、近年、クラウドソーシング企業が、東証マザーズで株式上場するようになっていることから、在宅ワークが「人生 100 年時代」に自らのライフステージにあった柔軟で新しい働き方であるかのように期待されている。

そこで、本報告では、在宅ワークで働いている母子家庭の母親や障害者への面接聞き取り調査から、 在宅ワークが出産・育児や介護などのライフステージに合わせて柔軟に働くことができる働き方なのか どうかを明らかにする。具体的には、在宅就業支援団体に登録している在宅就業障害者と、ひとり親家 庭等の在宅就業支援事業の訓練プログラムを受講した母子家庭の母親を対象に面接聞き取り調査を実 施することで、在宅ワークで働いている障害者と母子家庭の母親の実態について、明らかにする。

柴田徹平 (岩手県立大学)

「個人請負就労者にはどのような保護政策が必要か―建設職種から考える」

今日、個人請負就労者は不安定就労で低所得であるにもかかわらず、労働法の適用対象から除外さている。また安倍内閣の下で、「雇用によらない働き方」の拡大が狙われており、個人請負就労者の労働問題への対策が喫緊の課題となっている。

一方で日本の個人請負就労者に対する保護政策は皆無であり、彼らが労働者としての保護の権利を享受するためには自らの労働者性を裁判によって認めさせることが条件となる。つまり、彼らはどんなに低収入、長時間労働であっても労働者性が認められなければ、保護を受けられない。本報告は、こうした裁判闘争というもぐら叩き的対応を乗り越える新たな保護政策のあり方の可能性を検討するものである。結論は、裁判闘争を通じて労働者性が認められる条件・要素を具体化し、その条件・要素をもつ個人請負就労者の量的把握を行い、そうした個人請負就労者を保護することが個人請負就労者の保護政策に新たな展開をもたらす点を明らかにする。

川上資人(東京共同法律事務所・弁護士)

「シェアリングエコノミーと労働者の権利」

日本政府及び各種メディアにおいて、シェアリングエコノミーは日本経済に良い影響をもたらし、労働者に多様な働き方を提供するとされている。他方で、海外ではプラットフォームワーカーの労働者性を問う裁判などが提起され、その働き方が社会問題化している。シェアリングエコノミーとは何か、労働者の保護はどうあるべきか、検討する。

第3分科会(労働組合部会) 大学における労使関係の現状

座 長・コーディネーター:兵頭淳史(専修大学)

<分科会設立の趣旨>

われわれ、社会政策学会員である労働問題研究者は普段、労働条件や労使関係など雇用労働をめぐる 諸問題を、客観的に観察し考察する対象として研究している。しかし同時に、その多くは、大学に雇用 される賃労働者、あるいはそれを目指す者として、労働問題の当事者という位置にもある。さらに、研 究・教育機関における労使関係は、産業構造の今日的変容のなかにあって、一般的な課題としての重要 性を増してもいる。

そしてわれわれの多くがよく知るように、大学における労使関係は、非正規化・人件費抑制傾向の強化といった他産業とも共通する課題に加え、国公立大学の法人化や 18 歳人口の急減による経営環境の変化という独自の重要な問題にも直面し、働く者や労働組合にとっての困難は増大しつつある。

本分科会は、そうした情勢をふまえて、近年、労使関係をめぐって重要な局面を経験した私立大学と公立大学を事例として取り上げつつ、大学における労使関係の今日的状況について議論の素材を提供することを目的としたものである。

小林喜平(首都大学東京)

「公立大学法人の労使関係―首都大学東京の事例など―」

国立大学法人が個別の法律によって設置されているのに対して、公立大学法人は、根拠法が地方独立 行政法人法で、大学はその特例となっている。法人認可については総務省、大学の設置については文部 科学省が所管している。

公立大学法人における労使関係について、首都大学東京の事例を中心に報告をする。首都大学東京発 足前後から、全員任期制撤廃、非常勤職員の正規化、臨時職員の雇止め回避などの労使交渉の状況を通 して、労使関係の現状について紹介する。 公立大学と公立大学法人の労使交渉の直接の交渉相手は、多くの場合、自治体からの派遣職員であり、 民間の労使関係についての理解が不十分な場合も多く、交渉を困難にしている大きな要因の一つである。 小規模の公立大学法人の労働組合は、公務員時代の親睦会や互助会的な側面を残しており、組織率と交 渉能力が相関関係にない場合も多く見られる。そうした現状にも触れたい。

白井邦彦(青山学院大学)

「私立大学における労使関係の今日的特質—A学院大学における一時金削減をめぐる労使紛争の分析を通じて—」

本報告は13年から17年4月にかけてA学院使用者サイドからなされた一時金削減提案とそれに対する労働組合との間で生じた労使紛争の実態を詳細に事実認識・分析することを通じて、私立大学における労使関係の今日的特質を解明しようとするものである。

本報告でA学院の事例を取り上げるのは、報告者がその労使紛争の労働側の一当事者であったため参与観察を詳細に行うことができた、ということともに、18歳人口の減少の中多くの私立大学で生じている様々な労働条件の引き下げの典型的な事例でもあると考えるからである。

報告では、最初に一時金削減提案をめぐっての労使紛争の詳細に描写し、次にそこからみえてくるA 学院における労使関係の特質を明らかにし、最後にそこから演繹される私立大学における労使関係の今 日的特質を仮設的に提示していきたいと思う。

国際交流分科会(日本・東アジア部会、国際交流委員会) 中国における「福祉社会」と家族政策

座 長・コーディネーター: 李 蓮花 (東京経済大学)

討論者 1: 所 道彦(大阪市立大学) 森川美絵(津田塾大学)

討論者2:澤田ゆかり(東京外国語大学)

<分科会設立の趣旨>

21世紀に入ってから中国は全国民を対象とする年金・医療保険および公的扶助システムを急速に整備し、社会保障制度の枠組みはある程度出来上がったと言える。一方で、高齢化、少子化は日本と同じように、あるいはそれ以上速く進んでおり、福祉サービスや家族政策への関心も高まってきている。長年国策として実行してきた「一人っ子」政策は大幅に緩和されたが、良質な保育サービスや育児支援の不足による問題も現れつつある。

本分科会では、中国社会政策研究を代表する2人の研究者を招き、「家族」と「福祉社会」をキーワードに中国の社会政策と研究の最新動向を紹介してもらう。21世紀のスーパーパワーになりつつある中国が社会政策の分野においてどのような問題を抱え、どんな方向に進もうとするのか、日本との共通点と違いはどこにあるのか、中国および家族政策の専門家であるコメンテーターの意見を交えながら考えていきたい。

林 閔剛(南京大学)

「中国の『福祉社会』論」

ここ10年来、中国では「福祉社会」が社会政策研究分野におけるキーワードになっている。現在中国は歴史発展の新しい出発点に立っており、中国「福祉社会」の到来は以下の面に表れている:「適度普恵」が社会政策の理念となり、社会支出が急速に増加している;多元的な分担メカニズムが財源調達の原則となり、「体系化」と「ユニバーサル・カバレッジ」が制度化の特徴となっている。さらに、「より良い暮らしへの憧れ」が社会発展の共通認識となっている。社会福祉分野における持続的発展戦略は中国が大国から強国になれる否かの鍵である。中国の特色のある「福祉社会」は「小康社会」を全面的に実現するうえでの重要なシンボルであり、国民経済と社会福祉の良好な循環の実現、社会福祉待遇の改

革の促進、児童および家族への政策介入を主な切り口とした人的資本への投資、社会サービスを重視した「社会サービス国家」の建設などに表れる。本研究は「新しい福祉社会」の構想を発展ヴィジョンとして提起する。

黄 晨熹(中国華東師範大学社会発展学院)

「中国都市部における家族介護者への社会的支援:上海を事例に」

中国は人口の高齢化に対応する重要な施策として、絶対多数の高齢者が在宅で暮らす戦略を採用している。しかし、多くの家族介護者は長時間の連続的な介護によって多大なプレッシャーとストレスを感じ、心身とも疲れている。現在の社会支援政策は「被介護者」に偏っており、「介護者」への支援政策はきわめて少ない。被介護者への支援政策は介護者が抱える問題をある程度緩和することができるが、その福祉を根本的に保障することはできない。本報告は、上海市の要介護認知症高齢者の介護者を事例に、文献研究とインタビュー調査を通じて、家族介護者の現状を明らかにし、彼(彼女)らのストレスとニーズの特徴およびその要因を分析する。さらに、中国の家族介護者への社会的支援政策の現状、問題、原因も整理し、それに基づいて家族介護者への社会的支援の政策提言を試みる。

国際交流分科会 (JASPS-LERA Joint Session)

Rise of New Ways of Utilizing Labor without Employment Relationship and the Limits of Current Form of Labor Laws

〈コーディネーター、座長〉鈴木 玲(法政大学) Chair: Akira Suzuki (Hosei University)
〈コメンテーター〉チャールズ・ウェザーズ(大阪市立大学) Discussant: Charles Weathers (Osaka City University)

〈分科会趣旨〉(the purpose of this session)

This International Exchange Session, held every two year as a part of academic exchanges between LERA (the Labor and Employment Relations Association) and JASPS (Japan Association of Social Policy Studies), aims to facilitate dialogues between scholars with similar research interests from the two academic associations. The two presenters in this session examine trends in labor markets in the United States and Japan toward utilization of labor without employment relationship, shedding light on how companies try to reduce labor costs and evade responsibilities as employers by hiring (in)dependent contractors whose working conditions are not much different from those of employees. The presenters also discuss implications of the new ways of utilizing labor for labor laws and public policies.

Janise R. Bellace (Wharton School - University of Pennsylvania)

The Withering Away of the Traditional Employment Relationship: Reality and Implication for Labor Law

The basic economic fact is that capital needs labor, to make products and performs services. This has always been the case. But industrialization heightened workers' awareness that capital buys labor (a cash-for-work transaction). The market economy drove the cost cutting nature of capital; that is, capital buys no more labor than it needs, for no longer than it needs, and it shifts risk to labor or other entities where possible.

The grim existence of workers who confronted harsh and dangerous working conditions in the first stages of industrialization led the law to move from a master-servant orientation to an employer-employee orientation. The law accepted that there no longer was a status relationship where certain obligations on both sides could be assumed. In its place, the law now saw a bargain

whereby the employee agreed to work for the employer for a certain wage. But the contract of employment was not deemed to have any other enforceable promises unless they were expressly stated. Since factory workers individually usually had no bargaining power, the contract of employment served as legal backing for the workers' weak position.

Throughout the 20th century, much regulation was introduced by the state with the aim of establishing security of employment, either through regulation, collective bargaining or government suasion. The legislature also established a social safety net (income security) in cases of unemployment or disability. Laws were aimed at the "employer" and were enacted by legislators who had in mind "the modern company."

Heightened global competition led to companies focusing on cutting costs, including labor costs. In the 21st century, capital is seeking to return to basics: to pay only for work done— nothing more. Labor law's narrow focus on employee status as the hook on which to hang compensation obligations has incentivized companies to devise ways to utilize labor without creating an employment relationship. New technologies have accelerated this trend. Labor law must change if workers in the Information Age (digital economy) are to have reasonable job and income security.

Teppei Shibata (Iwate Prefectural University, Faculty of Social Welfare) The current state of dependent contractors and policy issues in the construction industry in Japan

From the beginning of the 21st century, utilization of dependent contractors has been expanding in many countries. The reason for this is that enterprises are reducing their labor cost while neoliberalism-like deregulation is developing. In Japan, various industries employ dependent contractors, but the number is largest in the construction industry. In this industry, those dependent contractors whose actual working conditions are similar to those of employees but who are excluded from labor law protections have increased since 2000.

I examine what disadvantages dependent contractors experience due to their exclusion from labor law protections, especially with regard to their labor standards and stability of their employment. I then discuss what policies are required to improve their poor working conditions. Based on my analysis of dependent contractors in the construction industry, I also consider policy implications for the protection of dependent contractors in Japan in general.

自由論題 報告要旨

自由論題 第1 社会政策の理論と歴史

座 長:石塚史樹(東北大学)

田中良一(無所属)

「大河内一男の『厚生』論と『新しい社会政策』論」

本報告では大河内一男(1905-1984)の生涯2度にわたる社会政策概念の拡大について検討する。大河内が、社会政策の対象を、労働者階級から超階級的な国民へと拡大した機会が2回ある。1つが戦時期の「厚生」論であり、もう1つが1970年代の「新しい社会政策」論である。本報告では大河内における以上2つの議論について、「歴史の終焉」論の2つの異なる類型として解釈する。ここでいう「歴史の終焉」論とは、歴史を、労働を担う者と労働から解放された者との闘争と見た上で、両者の闘争の終焉(=階級闘争の終焉)をもって歴史の目的への到達とみなし、ゆえに歴史が終焉したとみなす思考様式を指す。このような枠組を用いて、本報告では「厚生」論と「新しい社会政策」論の連続と断絶を議論する。以上の検討を通じて、大河内の晩年における「新しい社会政策」論を、大河内の単なる自説撤回の帰結と見る常識的理解とは異なる大河内解釈の提示を行う。

平岡公一(お茶の水女子大学)

「尼崎市における社会保障審議会の活動と福祉行政の展開―昭和30年代を中心に」

1955年制定の条例により「全国に先がけて」設置された尼崎市社会保障審議会は、昭和30年代に限っても8次の諮問に応えて30件を超える答申を行った。その答申は、行政的な「社会保障」の概念の枠を超え幅広い福祉・労働・生活問題をカバーしており、活発な調査活動も展開された。同審議会の活動は、当時としては類例を見出しがたいほど充実したものであり、答申は、「養老年金」等の先進的な福祉施策の実現につながった。本報告では、『尼崎市社会保障審議会答申集』をテキストとして、答申内容の特徴を検討するとともに、先行研究をふまえつつ、同審議会の設置と充実した活動の展開の背景要因、審議会答申と同市の福祉施策の展開との関連を分析し、さらに、「革新市政」及び阪本兵庫県政との関わり、審議会の名称の「社会保障」に込められた意味、全国的な「敬老年金」導入の動きとの関連、社会政策学・社会福祉学における政策科学志向の潮流の形成などの観点から、同審議会の活動の歴史的意義についての試論的考察を行う。

自由論題 第2 地域と雇用

座 長:大西祥惠(國學院大學)

江本純子 (県立広島大学)

「近年の障害者雇用政策が中小企業に及ぼす影響と今後の展望」

本報告は、障害者雇用政策の変遷について、中小企業を切り口に整理し直し、近年の政策が中小企業に与えた影響と今後の展望を検討する。

障害者雇用政策は、1970年代後半より、大企業をターゲットにして制度化し、障害者雇用の量的拡大を図ってきた。これに対し、中小企業は、1970年代から現在に至るまで障害者雇用の要であったが、従来は、各種制度の適用外だった。しかし、近年の制度拡大により、一部が制度適用対象となった。さらに、法改正による政策の質的転換の中で、企業規模を問わず、すべての事業主に障害者差別禁止、合理的配慮が義務づけられている。

本報告では、第1に、中小企業を切り口に、障害者雇用政策の変遷を整理し直す。第2に、中小企業家同友会全国協議会の障害者雇用調査結果等をもとに、中小企業における障害者雇用の現状を把討し、近年の政策転換が中小企業に与えた影響を検討する。第3に、今後の障害者雇用政策の在り方について提言する。

高橋勇介(京都大学)

「食品製造業の雇用構造と地域的特徴」

日本において、地方の雇用創出の一翼を担ってきた産業は製造業であり、食品製造業の経済全体に占める位置は、決して低くはなかった。本研究では、『国勢調査』と『経済センサス』の個票を用いて、地方において食品製造業の雇用面での重要性はどのような傾向にあるのか、また、リーマン・ショック前後の食品製造業の雇用の変化はどのように違うのかについて実証的に検証した。食品製造業の地方の雇用と景気変動に対する特徴を実証的に検証した点は先行研究との大きな違いといえる。

まず、DID 人口比率(人口に占める人口集中地区の人口の割合)が低い地域ほど食品製造業の従業者の割合が高くなっており、地域経済における食品製造業の雇用面での役割が示唆された。また、『全国企業短期経済観測調査』や『工場立地動向調査』の個票を用いて、他産業に比べて、景気変動に対して雇用が相対的に安定的である点や、従業者に占める地場雇用者の割合がどのような傾向をもつかについても分析を行っている。

<u>長松奈美江(関西学院大学)</u>、仲 修平 (日本学術振興会・東京大学)、櫻井純理 (立命館大学)、阿部真大 (甲南大学)

「大阪府における地域就労支援事業の展開過程:自治体間格差の分析」

近年、労働市場が不安定化するなかで、生活と就労に困難をおぼえる層が増加しており、生活困窮者に対する就労支援の必要性が指摘されている。本報告では、生活困窮者自立支援制度(2015 年 4 月に開始)に先駈け、2002 年に大阪府下 18 市町で始まり、2004 年には全市町村で開始された「地域就労支援事業」を対象として、各自治体における就労支援事業の展開過程と、その結果顕わになった自治体間格差を分析する。用いるデータは、2016 年 9~12 月に実施された、大阪府全域 43 自治体の地域就労支援事業担当課を対象とした調査票調査データである。相談件数を従属変数とした分析の結果、自治体を取り巻く環境(生活保護率の高さ、製造業比率の低さ)と支援機関の構造(他の支援機関との連携の多さ、無料職業紹介所の開設状況)が相談件数の多寡と関連していることがわかった。大阪府で 10 年以上にわたって実施されてきた地域就労支援事業の実施状況と、その自治体間格差を分析することで、地域において生活困窮者への就労支援施策が展開していく条件を考察する。

自由論題 第3 労使関係・労務管理

座 長:石井まこと(大分大学)

本田一成 (國學院大學)

「終末期における全百連の内部対立に関する一考察」

全百連(全日本百貨店労働組合連合会)は、1949年結成後、三越争議や岩田屋争議に代表される激しい左翼的活動の過程で大手百貨店労組の脱退が相次ぎ、1962年に事実上の解散に至った。全百連の活動は、小売業界に後遺症をもたらし、後の産別組合の結成の抑制要因となり、いわゆる「全百連アレルギー」を発生させた。本報告は、全百連内部資料と、事実上解散時の主要労組である全松屋労組内部資料の分析により、ほとんど未明であった全百連末期の解散賛成派と反対派の対立実態を解明する。

「全百連アレルギー」の内容と以後の小売業労組の結成に与えた影響を考察した結果、小売業労使関係の歴史上、大きな役割を演じていることが再確認できる。すなわち、第1に百貨店業界の労組による商業労連の円滑な結成を阻害した。第2に百貨店以外の、例えばチェーンストア業界への組織化の広がりを制約した。第3にチェーンストア業界独自の労組結成や産別化を抑圧する効果を与えた。

李 暁静 (明治大学・院生)

「中国における『蟻族』現象に関する一考察—中小民営企業の人事・労務実態を中心に—」

2009 年から、廉思研究グループの調査が公開されてから、「蟻族」、つまり中国版高学歴ワーキング・プアの実態が世間に知られるようになった。近年、中国は高い経済成長率を維持しているにもかかわらず、また、貴重な人材と見なされており、なぜ少数派の大卒者は貧しい状態に陥っているのだろうか。さらに、そのまま放置すれば、社会的暴動など非常に危険な存在となりかねない。そこで、「蟻族」状況を解明し、原因を探ることが喫緊の重要課題だと考えられる。近年の先行研究では、国家政策、教育体制や若者自身の意識が、いずれも「蟻族」現象の背後に影響を与えるとされている。しかし、9割前後の「蟻族」は中小民営企業に勤務しているのだが、そのことについては、議論されてこなかった。筆者が北京で中小民営企業の採用状況を調査・分析し、さらに、5人の「蟻族」へインタビューを行い、賃金制度などを含めて人事制度の特徴とその問題点を考察する。

西村 健(松山大学)

「国立病院・療養所労組と特殊勤務加俸問題」

本報告では、終戦直後期から 1948 年までの国立病院・療養所において、給与問題をめぐってどのような労使のやり取りが行われたのか、またその過程を通して医療労働運動がどのような成果を勝ち取り、それは現在から見ていかなる意義を持っているのか考察する。民間病院が戦災により大きな打撃を受けたこともあり、終戦直後期の日本の医療供給体制において、国立医療機関が果たした役割は大きなものであったと評価できるだろう。しかし、他方で伝染病感染の危険性や賃金の低さなど、劣悪な労働環境に起因する医療労働者の高い離職率に国立医療機関は喘いでいた。本報告では、これらの問題を国立医療機関の労働組合がどのように乗り越えようとしたのか、また使用者として厚生省はこの問題をどのように見ていたのか明らかにしたい。とりわけ、当時の中央労働委員会会長だった末弘厳太郎によって建議書まで提出された特殊勤務加俸をめぐる労使のやり取りに焦点を当てる。

自由論題 第4 貧困と社会保障

座 長:大塩まゆみ (龍谷大学)

齋藤立滋 (大阪産業大学)

「在宅医療需要の推計」

国は、団塊の世代が 75 歳を迎える 2025 年度をめどに、在宅医療を推進しようとしている。現在、在宅医療の提供体制を整備していくにあたり、その基礎となる在宅医療の受給者数の推計について、その方法が確立されているとはいいがたい。

本報告の目的は、全国(各都道府県)における在宅医療受給者数について、その推計方法と推計受給者数を明らかにすることである。

各都道府県は、保健医療計画の策定において、医療需要の推計をおこなっているが、その推計方法は 国から示された推計方法にしたがっておこなわれている。すなわち、レセプトデータを用いて患者に対 しておこなわれた診療行為を診療報酬の出来高点数で換算した値(医療資源投入量)で推計している。本 報告では、国が示している医療需要推計の方法の妥当性を検証し、レセプトデータに依拠しない人的な フレームワークによる推計方法を検討する。

<u>梶原豪人(首都大学東京・院生)</u>、阿部 彩(首都大学東京)、東 悠介(日本学術振興会・東京大学)、 石井東太(首都大学東京・院生)、谷川文菜(首都大学東京・院生)、松村智史(首都大学東京・院生) 「生活保護バッシングをするのは誰か:一般市民の意識調査を用いた実証分析」

2012年の芸能人の母親が生活保護を受給しているとの週刊誌の報道を始め、生活保護制度は社会保障

制度の中でも最も多くの「バッシング」や批判がなされる制度と言ってもよいであろう。近年において も、生活保護基準の引き下げや不正受給に対する罰則の強化など、生活保護制度の厳格化を求める市民 感情を後押しとした生活保護法の改正がなされている。

生活保護支持・不支持の構造の説明は、高所得層と低所得層、ワーキングプア層と受給層などの二項 対立による言説によってなされていた。こうした言説に対して、川野(2012)や山田(2015)は生活保 護厳格化を支持する層がどのような属性を持っているのかを実証的研究によって明らかにしている。本 報告では、川野や山田と同様、市民の意識調査から生活保護厳格化を支持する層がどのような層なのか を分析するものであるが、生活保護厳格化を求める決定要因として、貧困に対する「要因責任」および それを解決するべき「解決責任」に関する意識を下位意識としてモデル化し分析にあたる。

内藤朋枝(政策研究大学院大学・院生)

「不登校リスクと子どもの生活の質について」

本稿は不登校リスクとその背景である子どもの生活の質について分析を試みるものである。

不登校に関する調査研究は、平成4年より文部科学省で行われているが、不登校の子どもの数は高止まりしており、検証の必要性が言われている。不登校の背景については子どもの貧困との関連が指摘されているが、あくまで指摘するに留まっている。そこで、本稿では子どもの貧困を中心に、親の状況、学校生活など、子どもの生活の質に関わる変数と不登校リスクの関連性について検討を試みる。

本分析にあたり、首都大学東京 子ども・若者貧困研究センターが 2016 年に行った「東京子どもの生活実態調査」の個票データを利用する。この調査では、子ども自身の回答により不登校リスクや学校生活について把握できるだけでなく、保護者票より子どもの生活の質が把握できる。貧困については、阿部 (2017) により定義された日本におけるはく奪指標を用いることで、生活困窮に陥っている世帯をより厳密に捕捉することが可能である。

自由論題 第5 福祉国家とジェンダー

座 長:朱 珉(千葉商科大学)

劉 佳 (東京大学・院生)

「中国における女性のワークライフバランス―聞取り調査を基に」

日本における女性就労がいまだに M 字型となっており、育児負担と家事負担が重いため継続就業できないことが指摘されている。一方、同じ「男は仕事、女は家庭」という意識があった中国では、女性が育児期にもかかわらず高い労働力率と共働き率を維持されている。それが成り立つ要因は何であろう。2017 年 9 月~10 月にわたって中国都市部にて、末っ子が 6 歳以下の母親を対象に半構造式聞取り調査を行い、仕事と子育ての両立について探ってみた。調査の結果、祖父母による子育ての手伝いが重要だと語られている一方、夫による家事分担も欠かせない条件だと考えられる。また、出産後専業主婦にならなかったこと、即ち仕事に復帰する動機に関しては、家計のためが予想より少なく、自分の生きがいや社会的人脈を保つためなど様々である。本報告では聞取り調査の結果を中心に、出産に関わる制度、保育サービスの整備等も含めて検討していく。

高橋 聡(岩手県立大学)

「協働の統治モード」

福祉国家論における社会連帯と社会的包摂の議論では、個人が社会秩序との間に関係を形成することによって、個人的には自由と自律、社会的には共同利益の実現を図る問題意識がある。本報告では集合行為論(理論社会学)における協力行動および政治理論における協働論に基づく基礎的な定義を与えた上で、現実的な政策論に展開する方法を議論する。

本報告の視点は「各人が協力したい場合、それが有意義であるためのお膳立て一誰も単独では準備できない一を集合的に準備するにはどうするか」である。社会変動に伴い包摂機能が相対的に低下する状況では、この問題の重要性が増している。社会全体/コミュニティ間の向社会的圧力の対立の観点を重視する「社会性ジレンマ」の観点を重視しつつ、外部性と結社の自由の二つの方向から協働機会を構成する法的議論と結びつける。これが「機能別メンバーシップによる集合的権利保障」の政策論に発展しうることを、特に教育・雇用・住宅の領域を中心に例示する。

金 志勲 (東京大学・院生)

「再生産レジームにおける政策方向の再編」

昨今の日本では様々な分野における外国人労働者受入れおよび活用の議論が活発に行われるようになり、家事労働者の解禁および介護労働者の受け入れ拡大が行われた。本報告は、近年の外国人受入れ議論とそれに伴った受入れ政策の変化を、福祉国家の変化として位置づける。その中でも外国人家事・介護労働者の受入れ議論に着目し、政策過程でみられるアイディアを分析することで、それらの受入れ議論が福祉国家の再生産レジームにおける政策方向の変化とどのように関連しているかを明らかにする。

家事および介護の場合、サービス供給の市場か傾向が見られ、さらに労働を外国人に担わせることが主要な政策手段として位置づけられており、従来の性別役割分業は積極的に否定されていない。育児においては、外国人労働者の受入れは実現しなかったが、脱ジェンダー化およびサービス供給の社会化が主要な政策アイディアとなっており、同じ「家族主義」の中でも、家事・介護・育児の政策は異なる方向に動いていることが確認される。

博士論文報告会

春季大会企画委員会では、博士論文を執筆して間もない会員の方々にその内容を報告していただき、会員相互の研究交流を深めるとともに、出版社の方々をお招きして博士論文の出版につながる機会を提供できればと「博士論文報告会」を企画しました。報告予定者は下記の通りです。

第1部 座長:鬼丸朋子

【1号館302講義室】

	名前 (所属)	博士論文タイトル	博士号
1	山﨑 雅夫	少子高齢化社会における技術伝承と人材育	2017年9月15日
	(法政大学通信教育	成 -建設技術者の検証-	政策学
	部兼任講師)		法政大学
2	垣堺 淳	外資系企業の経営戦略と雇用・処遇のマネジ	2015年3月24日
	(ジブラルタ生命保	メントー生命保険会社の事例研究を中心に	博士(経済学)
	険株式会社)	_	埼玉大学
3	小尾 晴美	非正規雇用化が進行する認可保育所におけ	2015年3月19日
	(名寄市立大学専任	る職場集団の構造と機能	博士 (経済学)
	講師)		中央大学
4	鈴木力	港湾産業における労使関係の展開と労働組	2016年5月31日
	(一橋大学経済学研	合運動	経済学博士
	究科特任講師)		一橋大学経済学研究科
5	田中恒行	日経連の賃金政策-定期昇給を中心として	2016年3月
	((一社)東京経営者		経済学博士
	協会)		埼玉大学

第2部 座長: 畠中 亨

【1号館302講義室】

1	福田 直人	ドイツ社会国家における「新自由主義」の諸	2018年3月25日
	(東京大学社会科学	相-第二次赤緑連立政権における財政再編	博士(経済学)
	研究所特任研究員)	を事例とした考察ー	東京大学大学院経済学研
			究科
2	相滕巨	地方自治体における多様な主体との協働に	2018年3月31日
	(立教大学大学院	基づく政策形成に関する考察―人口減少問	社会デザイン学
	生)	題の解決に向けた「消滅可能性都市」の取組	立教大学報告辞退
		みを事例として一	
3	堺恵	児童扶養手当制度に関する研究-国会審議	2018年3月17日
3	堺 恵 (龍谷大学短期大学	児童扶養手当制度に関する研究-国会審議 にみる支給金額の形成過程-	2018 年 3 月 17 日 社会福祉学
3	,,		,
3	(龍谷大学短期大学		社会福祉学
3	(龍谷大学短期大学 部こども教育学科准		社会福祉学
	(龍谷大学短期大学 部こども教育学科准 教授)	にみる支給金額の形成過程-	社会福祉学龍谷大学
	(龍谷大学短期大学 部こども教育学科准 教授) 渡部 沙織	にみる支給金額の形成過程- 日本における難病政策の形成と変容の研	社会福祉学 龍谷大学 2018 年 3 月 (取得見込)

参加予定出版社(五十音順)

明石書店、晃洋書房、旬報社、日本経済評論社、法政大学出版局、法律文化社、ミネルヴァ書房

教育セッション

「博論を出版するまで」

社会政策学会では、第132 (2016 年春季) 大会から、若手研究者のための教育セッションを設けました。今回のテーマは、研究所の出版です。

研究を一書にまとめて世に問うことは、研究者にとって重要な作業です。とくに若手研究者は博士論文を刊行することが求められていますが、それはどのように進めていけばよいのでしょうか。今回の教育セッションでは、本を刊行するまでの具体的な段取りや気を付けるべき点など、会員の経験に基づいてお話ししていただきます。大会1日目のお昼休みの時間を使い、昼食をとりながら参加することが出来ますので、ぜひご参加ください。

春季大会企画委員会

座 長:萩原久美子(下関市立大学)

【1号館 202 講義室】

岩永理恵(日本女子大学) 「たとえ、博論がいまいちでもあきらめない」

首藤若菜(立教大学) 「博士論文の出版とその後」

幹事会・各種委員会・専門部会の開催予定

	5月26日(土) 11:30 - 12:45	5月27日(日) 12:00 -13:30
幹事会	経済学部 B 棟 301 講義室	経済学部 B 棟 301 講義室
共通論題打ち合わせ		全学講義棟 1 号館 202 講義室
編集委員会	経済学部 B 棟 303 講義室	
編集委員・査読専門委員協議会		経済学部 B 棟 303 講義室
春季大会企画委員会		経済学部 A 棟 301 演習室
秋季大会企画委員会	経済学部 A 棟 301 演習室	
第 137 回大会共通論題打合せ		経済学部 A 棟 302 演習室
国際交流委員会	経済学部 A 棟 302 演習室	
広報委員会	経済学部 A 棟 401 演習室	経済学部 A 棟 401 演習室
社会的排除/包摂部会	経済学部 A 棟 402 演習室	
ジェンダー部会	経済学部 A 棟 403 演習室	経済学部 A 棟 403 演習室
雇用・社会保障の連携部会	経済学部 A 棟 404 演習室	
社会保障部会	経済学部 A 棟 406 演習室	
日本・東アジア社会政策部会	経済学部 A 棟 407 演習室	経済学部 A 棟 407 演習室
労働組合部会		経済学部 A 棟 404 演習室
労働史部会	経済学部 A 棟 501 演習室	
非定形労働部会	経済学部 A 棟 502 演習室	
総合福祉部会	経済学部 A 棟 503 演習室	
保健医療福祉部会		
産業労働部会		

*「共通論題打ち合わせ」を除き、すべての会議は、経済学部A棟・B棟にて行ないます。

大会本部: 全学講義棟 1 号館 204 講義室

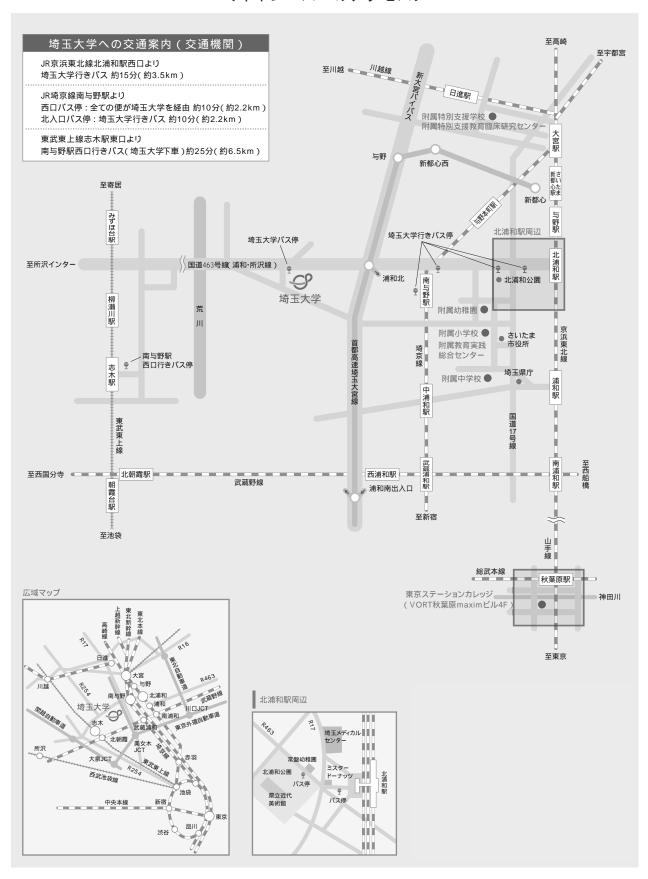
大会受付: 全学講義棟1号館1階「玄関ホール」

休憩室: 全学講義棟1号館305講義室をご利用下さい。

書籍展示: 全学講義棟 1 号館 303 講義室

交通機関案内図 埼玉大学

<キャンパスへのアクセス>



【電車所要時間(例)】

- ・JR 東京駅から北浦和駅まで(京浜東北線快速利用):39分
- ・JR 上野駅から北浦和駅まで(京浜東北線快速利用):33分
- ・JR 新宿駅から南与野駅まで(埼京線利用):34分
- ・JR 池袋駅から南与野駅まで(埼京線利用):29分
- ・JR 大宮駅から:北浦和駅まで7分/南与野駅まで7分

【バス所要時間(交通事情により変わります)】

- ・北浦和駅西口から埼玉大学まで:約15分
- ・南与野駅北入口及び南与野駅西口から埼玉大学まで:約10分
- ・東武東上線志木駅東口から埼玉大学まで:約25分

【バス時刻表(両日とも同じ)】

JR 埼京線 南与野駅 (バス停が 2 か所ありますので、下記図を参照ください)

「南与野駅西口」*下線は社会政策学会のための増便バス

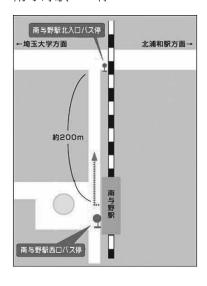
- 8時18分、25分、50分、58分、
- 9時15分、23分、37分

「南与野駅北入口」

- 8時28分、40分、52分
- 9時4分、16分、28分、40分、52分

 $\frac{\text{http://transfer.navitime.biz/5931bus/pc/diagram/BusDiagram?orvCode=00021224\&course=000}{1000112\&stopNo=6}$

南与野駅バス停



北浦和駅バス停



JR 京浜東北線 北浦和駅

8時24分、36分、48分

9時、9時12分、24分、36分、48分

 $\frac{\text{http://transfer.navitime.biz/5931bus/pc/diagram/BusDiagram?orvCode=00021176\&course=000}{1000112\&stopNo=2}$

*その他の時間帯については各自お調べください。

大会会場案内図 埼玉大学

<キャンパス>

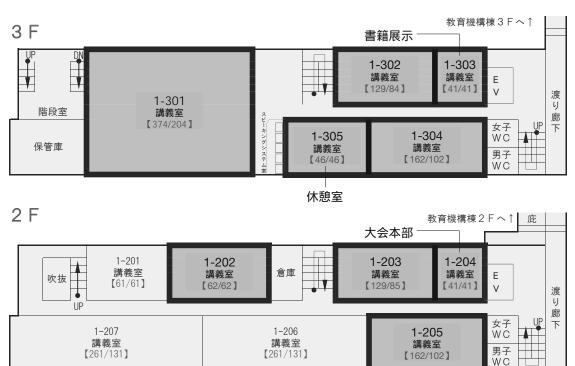


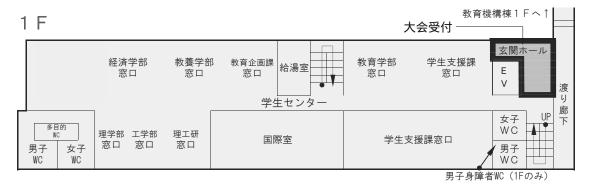
社会政策学会第 136 回大会 使用校舎/埼玉大学

全学講義棟 1 号館 2・3 階(共通論題など) 経済学部 A 棟・B 棟 3・4・5 階(各種会議)

大会会場案内図 埼玉大学

<全学講義棟1号館>





大会受付:1階「玄関ホール」

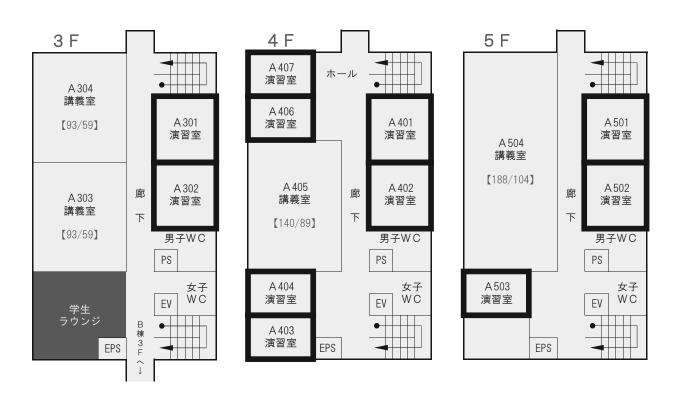
大会本部: 204、書籍展示: 303、休憩室: 305

共通論題会場:301

分科会・自由論題などの会場: 202, 203, 205, 302, 304

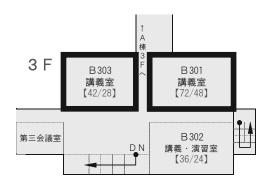
大会会場案内図 埼玉大学

<経済学部 A 棟>



各種委員会・専門部会:3階、4階、5階

<経済学部 B 棟>



幹事会:301

編集委員会および編集委員・査読専門委員協議会:303

懇親会会場案内

<ソニックシティ大宮>



懇親会:5月26日(土)18時30分~

場所:大宮ソニックシティ 14階 天空のジパング

〈住所〉

さいたま市大宮区桜木町1-7-5 ソニックシティビル14F

*埼玉大学から会場まで貸し切りバスにて移動しますので、総会終了後、18 時に埼玉大学正門に お集まりください。

託児所のご案内

お子さんを同伴する参加者のために、期間中、埼玉大学 学内保育施設「そよかぜ保育室」をご利用いただけます。託児所のご利用を希望される方は、以下の方法にてお申込下さい。 (2018年5月7日

(月) 正午までにお申し込みが無い場合、託児所はご利用いただけませんのでご了承ください。)

■設置期間および利用時間

設置期間	利用時間
2018年5月26日(土)	8:30 ~ 18:00
2018年5月27日(日)	8:30 ~ 17:00

■対 象

対象年齢は6ヶ月以上、小学校入学前までです。

■利用料金

利用料金は、1 日につき 1 万円を超えた場合は超えた分に関して社会政策学会が負担いたします。 社会政策学会のために土日を開けるため、利用料金は下記のように預ける子供の総数によって変わり ます。利用料、キャンセル料ともに詳しくは実行委員金井までお問い合わせください。

開室料 1日につき 5,000円 (保育する児童の人数・年齢に関係なく一律とする)

運営費(人件費)保育士1名 時給:1,500円

(保育する児童の人数・年齢によって、保育士の人数を決定する)

保育料

半日:4,000円 全日:8,000円

- ・保育料は、半日以内の場合は半日の料金を、半日~全日の場合は全日の料金を適用する キャンセル料金
 - ・開室日の当日は100パーセントとする。
 - ・開室日の7日前から前日(前日が休日の場合はその前日)までは50パーセントとする。
 - ・開室日の14日前から8日前までは25パーセントとする。
 - ・キャンセル料金の対象は、開室料・運営費・一時保育登録料とする(保育料は含めない)。

■利用託児団体

埼玉大学 学内保育施設「そよかぜ保育室」(場所は次ページに地図をつけてあります) http://park.saitama-u.ac.jp/~soyokaze/index.html

■利用方法

ご利用には予約が必要です。事前に下記の「社会政策学会 2018 年度春季大会 託児所利用規程」をよくお読みになり、申込期間内に E-mail にてお申込み下さい。お子様の状況を保育園から直接問合わせさせていただきたいので、連絡のつく電話番号、メールアドレスを明記してください。

■申込期間

2018 年 5 月 7 日(月) 正午まで

■申込先

社会政策学会 2018 年度春季大会実行委員 金井郁 E-mail: kanai@mail.saitama-u.ac.jp

■ご注意

お申込み後、託児所担当者より受付確認のご連絡を E-mail にてさせていただきます。ご連絡が届かない場合は、ご面倒でも、上記の申込先までご連絡下さい。2018 年 5 月 7 日 (月) 正午までにお申し込みが無い場合、託児所はご利用いただけませんのでご了承ください。

社会政策学会 2018 年度春季大会 託児所利用規程

託児所利用に際しましては下記の事項をご確認の上、お申し込み下さい。

- (1) 託児所について
- 1. 本託児所は、社会政策学会 2018 年度春季大会実行委員会から委託を受けた 埼玉大学学内保育施設「そよかぜ保育室」に委託いたします。
- 2. 託児所の利用は大会参加者の同伴するお子さんに限ります。6 ケ月以上、小学校入学前までのお子さんを対象とします。
- (2) 料金について
- 1. 利用料金は、1万円を超えた金額については社会政策学会が負担します。なお、指定期間以降のキャンセルの場合も、キャンセル料が発生いたしますのでご注意ください。キャンセルする場合も、保育園および実行委員金井までご連絡下さい。
- (3) ご利用にあたって
- 1. 事前に申込みされた方でも、お子さんが病気の場合には原則としてお預かりできません。なお、体質等で特に気を付けてほしい点がありましたらお申し出ください。
- 2. <u>お子さんの昼食についてはご持参ください。おやつについては保育園で準備します。なお投薬を希望され</u>る場合、処方された薬であれば可能ですので当日スタッフにお伝えください。
- 3. 当日はお子様の着替え、おむつ、タオルをご持参下さい。
- 4. お迎えは原則としてお預け時と同じ方でお願いいたします。代理の方へのお引き渡しをご希望の場合は、受付時にお申し出下さい。もし異なる場合には、身分証明書の提示をお願いする事がございます。
- 5. 事故等が起こらないよう最大限の努力は払いますが、不測の事態に対しては、保護者が迅速に対応することを前提としています。そのため、当日の緊急連絡先 (携帯電話番号)は必ず申込書に記入して下さい。
- 6. 託児中、万一事故が起きた場合、その事故がスタッフの故意または重大な過失によって発生したのでない限り、事故に対しての責任を負いかねます。また、その損害額は、託児団体が加入する保育サービス業総合補償制度の範囲内で補償されますが、当該限度額を超える損害等については責任を負いかねます。加えて、社会政策学会および社会政策学会 2018 年度春季大会実行委員会は責任を負わないことをご了承願います。
- 7. **2018** 年 5 月 7 日 (月) 正午までにお申し込みが 無い場合、託児所は設置いたしませんのでご了 承ください。

